平成２２年（フ）第１３３５号
仙台市宮城野区仙石27―７、商業登記簿上の本店所在地仙台市若林区裏柴田町31番地の57
破産者　有限会社ステップ
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３８２号
千葉市若葉区みつわ台３丁目21番10号
破産者　有限会社双美商事
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４７０号
千葉市花見川区畑町679番地１　ヒルズアクレイム205号
破産者　香村　浩行
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４６６号
東京都小平市小川西町４丁目５番16号
破産者　株式会社アムド
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４７６号
東京都福生市熊川1630番地５
破産者　細川建設株式会社
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４７７号
東京都福生市大字熊川1631番地１コーポ武蔵野201号室
破産者　細川　重利
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４７８号
東京都福生市大字熊川1631番地１コーポ武蔵野201号室
破産者　細川　伴子
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２７２７号
横浜市神奈川区旭ケ丘15番23号
破産者　有限会社クロスプランニング
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３０８号
神戸市中央区楠町６丁目２番６号
破産者　クリーン化学株式会社
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６０号
兵庫県明石市大久保町大窪1729番地の９
破産者　有限会社マルセ工業
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４３号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井93番地４
破産者　紀松園こと　松田　忠次
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２２年（フ）第２４２号
広島市南区宇品神田５丁目６番21号
破産者　株式会社ＭＣＨ
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５１号
広島県福山市木之庄町３丁目３番16号　コーポツインズ102号、住民票上の住所広島県福山市野上町３丁目２番４―903号　サンシティ野上町
破産者　笹部　　勉
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３８３号
群馬県高崎市高浜町1224番地５
破産者　株式会社ケンセイハウス
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２４７号
群馬県高崎市下室田町乙860番地の１の１
破産者　有限会社松田屋本店
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１５９号
長野県千曲市大字八幡5998番地２
破産者　有限会社若林工務店
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１８１号
静岡県伊豆市熊坂1255番地の450
破産者　亡石川鉄夫相続財産
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３６号
三重県志摩市大王町波切1032番地22
破産者　有限会社ヤマモト電子
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第８１号
三重県志摩市大王町波切1100番地２
破産者　山口　　登
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
滋賀県彦根市南川瀬町796番地、住民票上の住所滋賀県草津市馬場町333番地
破産者　奥村　敬史
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１７号
滋賀県草津市馬場町333番地
破産者　株式会社奥村興建
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１００号
熊本県球磨郡湯前町2861番地
破産者　株式会社日進木材工業湯前工場
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部